

バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度

一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

対象となる要件

- 1 新築された日から10年以上を経過した、伊勢市内に所在する住宅であること
 - 2 次のいずれかの方が居住する住宅であること ※賃貸住宅は対象外
 - ・65歳以上の方(改修工事完了の翌年1月1日時点)
 - ・要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ・障がいのある方
 - 3 改修工事に要した費用が補助金等を除き50万円を超えること
 - 4 当該家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
(区分所有家屋の場合は当該専有部分の面積が40㎡以上240㎡以下であること)
(令和8年3月31日までに改修された住宅は50㎡以上280㎡以下)
 - 5 下記のいずれかに該当する工事を行っていること
- | | | | |
|------------|----------|-----------|-------|
| 通路又は出入口の拡幅 | 階段の勾配の緩和 | 浴室の改良 | 便所の改良 |
| 手すりの取付 | 床の段差の解消 | 出入り口の戸の改良 | 床材の取替 |
- 6 バリアフリー改修の完了時期が令和13年3月31日までであること
 - 7 バリアフリー改修が完了してから3か月以内に当市へ申告書が提出されていること

減税額

- ・固定資産税額の3分の1

注意事項

- ・100㎡を超えた部分は減額されません
- ・適用は1戸につき1回限りです
- ・都市計画税および土地の固定資産税は対象外です
- ・他の減額制度との併用はできません(省エネ改修工事の減額のみ同時適用可)
- ・区分所有家屋は、専有部分について行われたバリアフリー改修工事のみが減額対象です

減額される期間

改修工事の完了日	減額期間
令和8年1月2日～令和9年1月1日	令和9年度分のみ減額
令和9年1月2日～令和10年1月1日	令和10年度分のみ減額
令和10年1月2日～令和10年3月31日	令和11年度分のみ減額

裏面へ続きます

申告に必要な書類

- 1 申告書「バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額申告書」
- 2 増改築等工事証明書
※増改築等工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行したもの
- 3 改修費用の確認できる書類(改修工事の領収書等)
- 4 居住者要件に応じた書類
 - ・65歳以上の方 → 住民票の写し
 - ・要介護認定または要支援認定を受けている方 → 介護保険被保険者証の写し
 - ・障がいのある方 → 障がい者手帳等の写し
- 5 補助金等の内容を確認できる書類 ※補助金を受けている場合のみ

書類が揃い次第、改修工事完了後3か月以内に申告してください。

ご不明な点は、伊勢市課税課固定資産税係(0596-21-5533)へお問い合わせください。